

奈良県教育委員会教育長訓令第四号

奈良県立高等学校等処務規程（昭和三十二年六月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十一月二十五日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

第四条第一項第五号中「服務」を「職務」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五の二 第二十六条に規定する承認に関すること（教育長が指定するものに限る。）。

五の三 第二十七条に規定する許可に関すること（教育長が指定するものに限る。）。